

別紙2

未来型果樹農業等推進条件整備事業のうち担い手育成型 事業実施計画の採択基準チェックリスト

| | 内容 | チェック |
|----|--|------|
| 1 | 支援対象者（※）が明確に位置づけられているか。 ※：実施要領で定める者 | |
| 2 | 産地計画において、新たな担い手の確保・定着に向けた取組を位置づけているか、又は、今後位置付けることが確実と見込まれるか。（本事業実施計画書を産地計画に添付することで位置付けることも可） | |
| 3 | 新規就農者等の確保・定着に向けた関係機関のサポート体制や取組計画は妥当か（行政等の支援機関の参画があるか、関係機関及び役割分担が明確かつ一体的に取り組む体制となっているか。）。また、併用する又は併用を検討している事業がある場合は、その事業が明確か。 | |
| 4 | 整備園地を管理運用する者が明確に位置づけられているか。 | |
| 5 | 整備園地は、その用途（研修、リース、譲渡）に応じて所有権及び賃借権等が適切に設定されているか。 | |
| 6 | 整備園地のリース又は譲渡を計画する場合は、リース又は譲渡先の目処（〇年度に研修参加した者に譲渡する等）が立っているか。 | |
| 7 | 整備園地をリース又は譲渡する予定であって、結果的にリース又は譲渡されなかつた場合は、支援対象者（又は産地の関係機関）が研修用として運用を継続することについて合意しているか | |
| 8 | 整備園地の規模は、新規就農者等の育成計画に見合ったものであるか。 | |
| 9 | 部分改植の実施面積は要領で定める上限以内か。 | |
| 10 | 整備園地の設備整備等に国の他の事業が活用されている場合は、各事業の支援対象が明確であるとともに重複がないよう適切に整理されているか。 | |